

4章 全体構想：部門別方針

部門別方針は、将来の都市空間の姿を実現していくために、市全体での土地利用、市街地整備、道路や公園等の都市施設、都市環境等の今後の整備の考え方を方針として示し、都市計画を定める際の総合的な指針となるものです。

1 快適で魅力ある都市生活を送るまちづくりの方針：土地利用

〈考え方〉

本市の土地利用は、住宅地や商業地等の都市的土地利用と山林や田園等の自然的土地利用の割合がそれぞれ半分となっています。都市的土地利用の宅地のうち約6割が住宅地、約3割が工業地、1割弱が商業地となっています。

住宅地は、市中心部では、商業地と工業地を囲んだ形で南北に広がっています。市北部では、民間による宅地開発が進み、人口も増加していますが、市南東部では、産業構造の転換に伴う企業の合理化等により社宅跡地等が低・未利用地となっており、有効活用が求められています。

工業地は、工業都市として発展した歴史から、市街化区域の約3割が工業系用途となっています。その大半を、市中心部と臨海部の工業専用地域が占めており、土地利用的には住工の混在は少ないといえますが、幹線道路沿いでは、住宅地と工場が混在する地区もあります。

商業地は、市中心部とそこから伸びる幹線道路沿いに集積していますが、近年の大型店の郊外への展開で、大牟田駅や西鉄新栄町駅周辺の市中心部の商業地の空洞化が見られます。さらに、商業地域に住宅地が立地するなどにより高度利用が図られていません。

農地や山林は、市街地を取り囲む形で市の北部から東部にかけて広がっています。

土地利用の方針は、土地利用の純化による都市活動の向上、産業都市としての再構築、少子・高齢化や行政コストの削減等を背景とした都市構造の変化など、社会情勢や市民のニーズの多様化に対応し、計画的な市街地形成と農地や自然環境の保全を図るためにコンパクトな都市づくりを推進します。

また、市街地においては、地区の特性に応じた主要用途を配置し、適正な機能分担と複合化による活力の創造を図ります。

さらに、既存のストックを活かした高質な都市空間を形成するため、中心市街地の活性化と地域拠点の形成を図り、多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近なまちなかで送れるまちづくりを目指します。郊外部においては、自然環境や農地の保全を図るとともに、既存の集落の活力を維持するための土地利用を検討します。

また、産業都市としての再構築や新しいイメージを持つ都市空間の整備による活力ある都市づくりを推進するため、低・未利用地の活用を図ります。

●基本方針

- (1) 区域区分の継続によるコンパクトで計画的な市街地形成と農地や自然環境保全
- (2) 計画的・効率的な市街化を図る市街化区域の土地利用
土地利用の適正化の誘導
野添・臼井社宅跡地等、低・未利用地の活用
- (3) 自然環境の保全、農業等との調和を図る市街化調整区域の土地利用
有明海や干潟、丘陵地等の自然環境の保全
優良農地の保全と既存の集落の活力の維持

(1) 区域区分の継続によるコンパクトで計画的な市街地形成と農地や自然環境の保全

無秩序な市街化を抑制し、市街地を取り囲む農地や丘陵地の自然環境の保全を図るために、区域区分の継続によるコンパクトで計画的な都市づくりを進めるとともに、快適で利便性の高い適正規模の市街地形成を図ります。

◆取り組み（方策）

- ・市街化区域、市街化調整区域の区域区分の継続

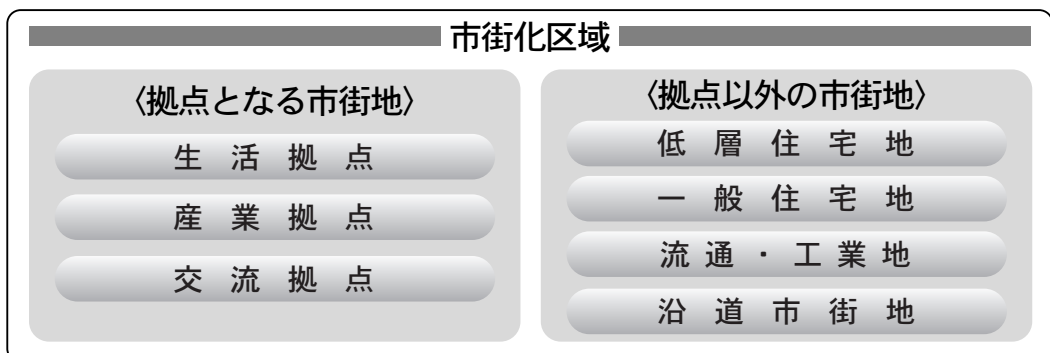
(2) 計画的・効率的な市街化を図る市街化区域の土地利用

①土地利用の適正化の誘導

安全・安心・快適で、機能的に暮らせる市街地を形成し、都市の活力を創出するために、土地利用の方針を将来都市構造の分類や地区の特性に応じて市街地を区分し、将来の望ましい土地利用を誘導します。また、広域的な視点から、高田町、荒尾市等の隣接市町と接する地区においては、日常生活圏のつながりを踏まえ調和が図れる土地利用を誘導します。

用途地域*については、高度利用が図られていない幹線道路沿いの商業系用途や同じく幹線道路沿いの住居系用途、周囲を住宅地に囲まれた工業系用途、新たな市街地開発に隣接する地区等において一体的な整備の中で見直しの必要性がある場所については、周辺状況と将来の動向を踏まえ見直しを検討します。

●市街地の区分



1) 生活拠点

<中心拠点>

中心市街地は、空洞化の進展と低層住居系用途の集積により高度利用が図られていません。そのため、広域的な公共サービス機能、教育・文化・医療・福祉・生活便利・居住機能等、市の中心にふさわしい複合的な機能の誘導を図り、生活利便性の高いまちなかへの居住を推進します。

なかでも、商業施設が集積している銀座地区、新栄町地区、旭町・東新町地区等の拠点となる商業地では、各商業拠点の連携と空き店舗対策や商業機能の強化、大牟田駅や西鉄新栄町駅等の交通結節機能の強化や交通アクセスの向上を図りながら、にぎわいある市街地形成を図ります。

◆取り組み（方策）

- ・教育・文化・医療・福祉・生活便利・居住機能等の複合的土地利用の誘導
- ・都心の利便性を活かした居住機能の導入
- ・商業機能の強化
- ・交通アクセスの向上

<地域拠点>

吉野周辺地区、手鎌周辺地区、三池周辺地区、勝立周辺地区、県境周辺地区の地域の拠点となる場所では、地域住民の日常生活の利便性向上と誰もが暮らしやすいまちづくりに対応するため、教育・文化・医療・福祉・生活便利、居住機能等の複合的な機能の誘導を図ります。

◆取り組み（方策）

- ・教育・文化・医療・福祉・生活便利・居住機能等の複合的土地利用の誘導

2) 産業拠点

産業拠点は、にぎわい、活力のあふれた本市の新しいイメージをもつ都市空間を整備するため、新しい産業の集積を図ります。

<テクノパーク>

テクノパークは、恵まれた交通アクセスを活かし、高付加価値型産業等をはじめとする産業の集積立地を図ります。

また、周囲の自然環境との調和を図るため、工場周辺には緑を配置します。

◆取り組み（方策）

- ・緑の中のハイテク空間としての緑豊かな工業団地の形成
- ・高付加価値型産業等をはじめとする産業立地の促進

<エコタウン>

エコタウンは、現在のRDF発電所、RDF化施設、リサイクルプラザ、エコセンター等を核として、環境・リサイクル関連産業の集積立地を図ります。

◆取り組み（方策）

- ・エコタウンへの環境・リサイクル産業の立地促進

3) 交流拠点

交流拠点は、恵まれた交通アクセスを活かして、多くの市民や来訪者、物の交流を促進し、にぎわいを創出するために、交通結節機能、集客機能、憩い機能等の集積を図ります。

<新幹線新駅周辺地区>

新幹線新駅周辺地区は、周囲の良好な自然環境や田園環境と調和した交通結節点の形成を図るため、新幹線新駅を中心に駅前広場や公共駐車場・駐輪場、住宅や商業施設等を配置します。その周辺は、緑化を図るなど緑豊かで潤いある都市空間の創出を図ります。

また、新幹線新駅周辺の優良農地や貴重な生態系を有する白銀川や丘陵地の樹林地は、良好な自然環境として保全を図ります。

◆取り組み（方策）

- ・計画的な土地利用の誘導

<岬町地区>

岬町地区は、ネイブルランド跡地や低・未利用地など今後、有効活用が求められる場所があります。また、中心市街地と近接し、有明海に面した立地や有明海沿岸道路による恵まれた交通アクセスにより、本市の将来のまちづくりの中で重要な場所です。

こうした立地や地域資源を活かして、にぎわいや活力を創出するために、石炭産業科学館、諏訪公園等の既存施設に配慮して、多くの人が訪れることのできる交流機能を誘導します。

◆取り組み（方策）

- ・地区計画（再開発等促進区）の見直しによる交流拠点の形成

<延命公園周辺地区>

延命公園周辺地区は、体育施設・文化施設が立地し、市街地内の憩いとスポーツ・レクリエーション活動の中心として、多くの人が訪れることのできる交流機能を持った都市における緑豊かな都市空間として活用します。

公園周辺の風致地区*が定められている場所では、緑と調和した良好な市街地環境を維持するために、低層の戸建て住宅を中心とする緑豊かな居住環境を保全します。

◆取り組み（方策）

- ・交流機能をもった都市における緑豊かな都市空間として活用
- ・風致地区による緑と調和した良好な市街地環境の維持
- ・地区計画*、建築協定*等の活用による良好な住環境の保全

〈三池港周辺地区〉

県南の産業・物流拠点となる三池港は、輸送手段の高度化、船舶の大型化やリサイクルポート等に対応した物流機能の拡充とともに、地域住民が港や海に親しむためのにぎわいと潤いある空間の形成を図ります。

そのために、既存施設を活かした内外貿易ターミナル機能の強化、産業基盤の充実、旅客ターミナル施設とのアクセス強化や港湾と背後圏とを円滑に連絡する臨港道路の整備、港湾における快適で潤いのある環境を創出するための親水空間の確保等を図り、恵まれた交通アクセス・港湾機能と自然・歴史環境を活かし、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を中心とした拠点づくりを推進します。

◆取り組み（方策）

- ・公共ふ頭、旅客ふ頭等の機能充実
- ・臨港道路の整備、親水空間の確保

4) 低層住宅地

吉野、久福木、新勝立等、主に低層の戸建住宅により低層のまち並みが形成されている地区では、建物用途の混在を防止し、良好な居住環境を保全します。

団地開発等により形成された低層住宅地では、今後も建物用途の混在を防止するとともに、良好な住環境を維持・形成します。

◆取り組み（方策）

- ・地区計画、建築協定等の活用による良好な住環境の維持・形成

5) 一般住宅地

住居系用途を基本とした良好な市街地形成を図るため、中低層の住宅や店舗、事務所等が立地する地区では、住宅地の環境との調和に配慮して複合的な土地利用との共存を図ります。

◆取り組み（方策）

- ・住宅地と調和する複合的土地利用の誘導

6) 流通・工業地

大規模な工場が集積する市中心部の工業専用地域では、工業機能の維持、増進を図るとともに、公害の防止対策や緑の配置等により、周辺環境に配慮します。

臨海部の流通施設が集積する工業専用地域では、有明海沿岸道路の開通に伴う交通利便性の向上に対応した流通業務機能の拡充を促進します。また、市民が利用する施設、歴史・文化資源、海浜部など良好な自然環境等の地域資源がある場所では、市民・企業の利用によるにぎわいの創出が図れる土地の有効活用、複合的な土地利用の誘導を検討します。

◆取り組み（方策）

- ・ 工業機能の維持・増進と周辺環境への配慮、流通業務機能の拡充
- ・ 地区計画等の活用

7) 沿道市街地

国道208号、国道389・501号、築町勝立線等の幹線道路沿いでは、背後の居住環境に配慮した商業業務機能や居住機能等の計画的な誘導による良好な沿道市街地の形成を図ります。

◆取り組み（方策）

- ・ 商業業務機能や居住機能の計画的な誘導

②野添・臼井社宅跡地等、低・未利用地の活用

低・未利用地は、定住人口を確保するための重要な場所として、良好な居住環境を創出するための土地利用を誘導していくことが望まれます。

具体的な活用方針を設定するまでには、多くの課題を有することから、具体的な土地利用が決まるまでは、安全面、防犯面、景観面で問題が生じないように、暫定利用も視野にいった活用を図ります。

◆取り組み（方策）

- ・ 住居系用途を基本とした野添・臼井社宅跡地等の活用

(3) 自然環境の保全、農業等との調和を図る市街化調整区域の土地利用

①有明海や干潟、丘陵地等の自然環境の保全

市街地の前面に広がる有明海や干潟、市街地を取り囲む甘木山や三池山等の丘陵地の山林の緑は、市民が身近にふれることのできる自然環境であるとともに、多様な生物の生息環境です。今後もこうした環境を重要な自然環境として保全を図ります。

◆取り組み（方策）

- ・ 干潟の保全（公有水面埋立法、海岸法等による保全）
- ・ 緑地保全地区、風致地区、条例等による樹林地の保全

②優良農地の保全と既存の集落の活力の維持

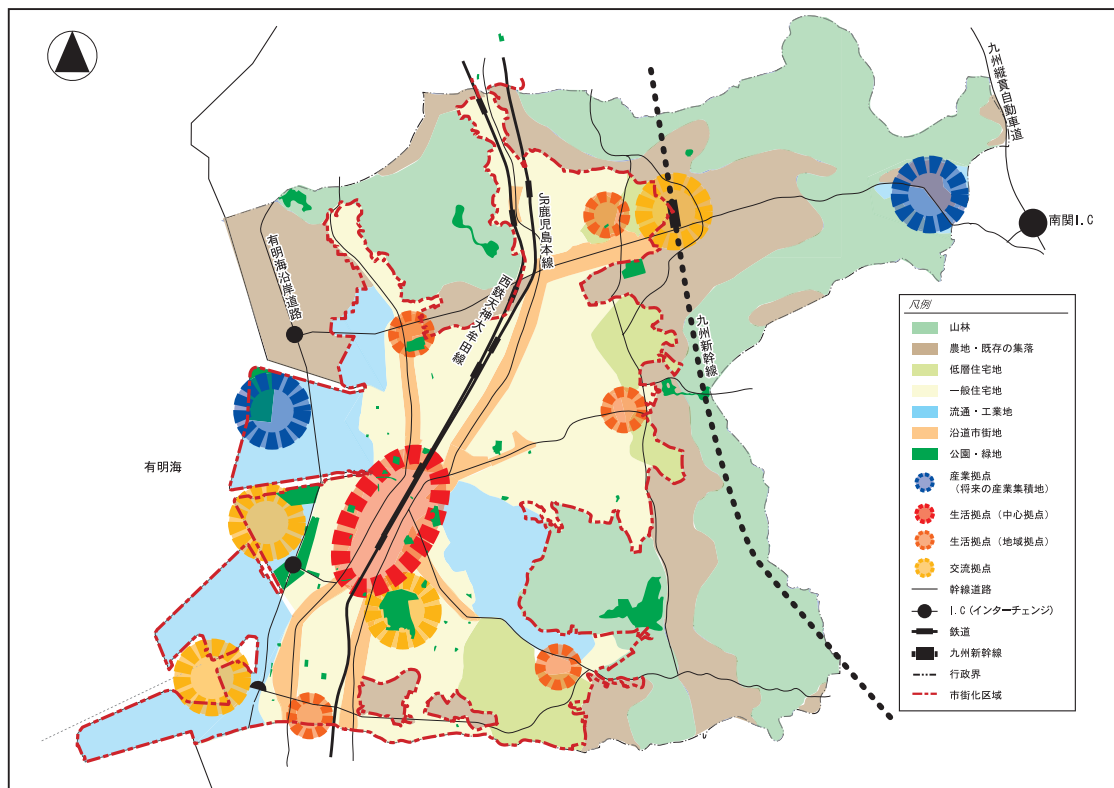
農業振興地域内*の農用地区域*を中心とした優良な農地は、農業生産機能に加え、都市の貴重な緑地空間として保全を図ります。

また、市街化調整区域の一定のまとまりある既存の集落は、無秩序な開発の防止、居住人口の減少や高齢化による活力の低下への対応を図るため、農業地域や非農業地域の土地利用を明確にし、地域の実情に応じた土地利用の規制・誘導等を行い、優良農地の保全と特徴的な景観の保全、既存の集落の活力維持を図っていきます。

◆取り組み（方策）

- ・ 農業振興地域の農用地区域を中心とした優良農地の保全
- ・ 地域の実情に応じた土地利用の規制・誘導の推進
- ・ 地区計画等の活用による既存の集落の活力維持

●快適で魅力ある都市生活を送るまちづくりの方針図：土地利用



2 にぎわい・活力にあふれるまちづくりの方針：市街地整備

＜考え方＞

本市の市街地は、戦後の戦災復興事業等の土地区画整理事業*により、市中心部の面的整備が進められてきました。

一方で、周辺の市街地では、道路等の基盤が整っておらず、緊急車両の進入が困難な地区が見られます。さらに、市街化区域内の建築年齢が30年以上の建築物も約3割を占めるなど、特に市の中心部、東部、南部がその割合が高くなっています。また、建物構造をみると木造棟数割合では、市街化区域内建築物の約8割が木造となっており、市中心部以外は、道路等の都市基盤が未整備で木造建築物の多い市街地が形成されていることがうかがえます。

また、中心市街地は、道路等の一定の基盤整備が行われているものの、居住人口の減少、高齢化の進展、商店街の空き店舗や空き地の増加、銀座地区や新栄町地区での来訪者の減少、バリアフリー化の必要性など諸問題を抱えています。

市街地整備の方針は、にぎわいやふれあいのある商店街への再生、緑あふれる安全・安心で快適な住環境の確保、少子・高齢化時代への対応、犯罪防止への配慮等により、にぎわい・活力にあふれる市街地整備を推進します。

また、中心市街地の活性化を図るとともに、新たな拠点となる市街地の都市基盤を整備し、活力の維持や活性化を図ります。

さらに安全・安心で快適な市街地形成を図るため、良好な住宅地の維持や密集市街地の改善など、市街地の特性に応じた保全・改善を目指します。

● 基本方針

- (1) 中心市街地の活性化の推進
- (2) 新幹線新駅周辺地区の新しい市街地の形成
- (3) 密集市街地の居住環境の改善

(1) 中心市街地の活性化の推進

中心市街地活性化基本計画の中で示されている中心市街地の将来像「緑豊かで、人々が住み、活気あふれる“まち”の実現を図るため、「緑豊かな潤いあるまちづくり」「活気とにぎわいのあるまちづくり」「コミュニティが生まれるまちづくり」の方針を踏まえ、市民・企業・行政の協働によって、人々が住み、働く場の創出を図るとともに、「憩い」「安らぐ」といった空間等の整備や商業機能をはじめとする様々な機能の導入を図ります。

銀座地区、新栄町地区、旭町・東新町地区等を中心とした商業機能の強化・育成・充実に加え、都心の利便性を活かした居住機能の導入を推進し、幅広い年齢層に支持される市街地形成を図ります。

さらに、ユニバーサルデザインの考え方による誰もが訪れやすい市街地形成を図ります。

◆取り組み（方策）

- ・ 緑豊かな潤いあるまちづくりの推進（新栄町地区における公園・緑地の整備、浜線のプロムナード整備、大牟田川沿いプロムナード整備、街角のポケットパークや花壇の整備）
- ・ 活気とにぎわいのあるまちづくりの推進（商業集積施設の整備、各種機能導入促進、魅力ある商店街の形成等）
- ・ コミュニティが生まれるまちづくりの推進（都市型住宅の整備、公共公益施設の整備、交通アクセスの向上等）
- ・ 交通バリアフリー重点整備地区内のバリアフリー化の推進

(2) 新幹線新駅周辺地区の新しい市街地の形成

新幹線新駅周辺地区は、新たな交通結節点として、駅前広場や公共駐車場・駐輪場等の基盤整備を行います。

また、市内外との円滑なアクセスを確保するために、南関大牟田北線や大牟田高田線等の幹線道路の整備促進や地区内の道路整備を推進します。

交通結節機能の強化を図りながら新しい市街地の形成を図るため、ユニバーサルデザインの考え方による計画的な面的整備事業を推進します。

◆取り組み（方策）

- ・ 地区計画や建築協定等の制度と組み合わせた計画的な面的整備事業の推進

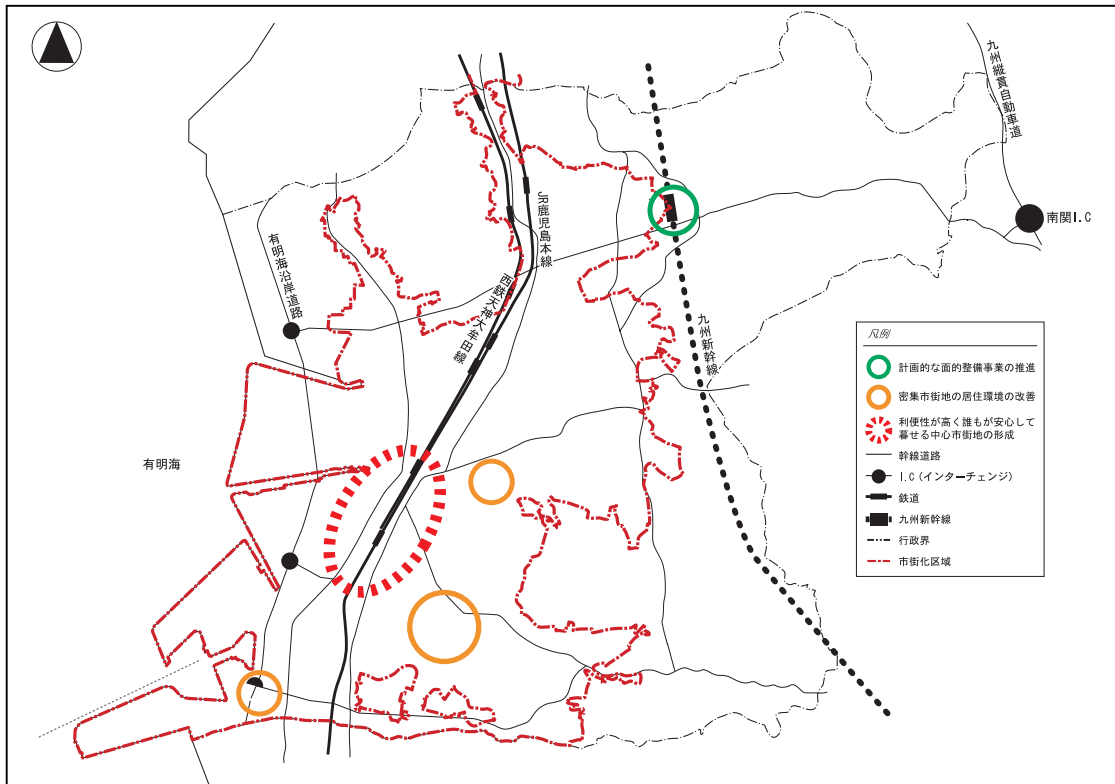
(3) 密集市街地の居住環境の改善

市中心部の土地区画整理事業の完了区域周辺には、老朽木造住宅等による密集市街地が形成されている場合があります。これらの密集市街地は、道路や公園などの都市基盤が未整備のうえ、緊急車両の進入も困難で、さらに老朽化も進み災害発生の可能性が高い市街地となっています。安全・安心で快適な市街地形成を図るため、道路や公園等の都市基盤整備、建物の不燃化、共同建替えなどの総合的な視点から、土地区画整理事業や住環境整備に関する方策の活用を検討します。

◆取り組み（方策）

- ・住環境の改善等を図る必要がある密集市街地の都市基盤整備の推進

●にぎわい・活力にあふれるまちづくりの方針図：市街地整備



3 交流・連携を活発にするまちづくりの方針：道路・交通体系**<考え方>**

本市は、国道208号、南関大牟田北線、九州縦貫自動車道等の広域道路網、JR鹿児島本線、西鉄天神大牟田線の2本の鉄道及び重要港湾三池港があり、広域的な交通ネットワークに恵まれています。

道路は、有明海沿岸地域を南北に結ぶ国道208号、九州縦貫自動車道南関インターチェンジと市中心部を結ぶ南関大牟田北線、国道389・501号や大牟田川副線、大牟田植木線等の幹線道路があり、市内外の拠点と拠点をつなぐ都市軸を形成する道路として重要な役割を担っています。また、将来的には、臨海部で整備が進められている有明海沿岸道路や三池港と新幹線新駅を経由する環状道路の整備推進によって放射環状型の道路体系の形成を目指しています。

その中で都市計画道路は、現在40路線（延長103.88km）が計画決定されていますが、整備率は35.0%（H15 .3）となっており、市の中心部で整備が進んでいる一方で、周辺住宅地の道路は中心部ほど整備が進んでいません。また、その配置密度をみると、商業地、工業地では標準的な密度を満たしていますが、住宅地では不足しています。

また、住宅地周辺の道路は、幅員が狭く歩行者の安全な通行や緊急車両の進入、災害の発生や拡大防止について課題を有しています。

鉄道は、本市と福岡都市圏、熊本都市圏を結ぶ重要な大量輸送機関で、通勤・通学や市民の足として大きな役割を担っており、その乗換え等の利便性の高さについては、市民から評価されていますが、利用者は減少傾向にあります。

バス交通は、主に通勤、通学や高齢者の外出時に利用されており、その路線は、大牟田駅を中心に放射状の路線網を形成し、営業キロは伸びているものの乗客数は減少しています。このため地域においては、路線確保のための利用促進に向けた取り組みが必要となっています。

県南の産業・物流拠点である重要港湾三池港は、内外貿易貨物ターミナルと沖縄を結ぶ定期貨物航路や島原を結ぶ定期航路があります。平成15年4月には、総合静脈物流拠点港^{*}（リサイクルポート）に指定されました。

道路・交通体系の方針は、恵まれた広域的な交通ネットワークを活かすために、道路・鉄道・三池港や駅周辺等のネットワークの強化を図り、事業活動や市民の日常生活、観光等の機能性、利便性の向上を目指します。

道路は、都市間を結び広域的な道路ネットワークを形成する広域幹線道路、広域幹線道路と市内各地区や市内の主要な拠点を結ぶ幹線道路、住宅地と幹線道路を結ぶ区画道路に機能分担し、その役割に対応した整備を推進します。

大牟田駅や西鉄新栄町駅、新幹線新駅等の交通結節点では、アクセスや乗換え等の利便性を高め、交通結節機能の向上を図ります。

また、本格的な高齢社会の到来に対応して「福祉」「安全・安心」など交通の質的な充実も図り、子どもから高齢者まですべての市民が歩く楽しさを感じられる“歩いて暮らせるまちづくり”の実現のため、バリアフリー化された歩行空間のネットワーク化を推進します。

また、交通利便性の地域格差の解消や高齢者の移動手段の確保のために、路線バス等の公共交通機関の活用・充実を図ります。

● 基本方針

- (1) 周辺都市との交流を促進する広域幹線道路の整備
- (2) 市内の円滑な移動を確保する幹線道路の整備
- (3) 住宅地内の安全で円滑な移動を確保する区画道路の整備
- (4) 人にやさしい安全な歩行空間ネットワークの形成
- (5) 交通結節点としての機能向上
- (6) 公共交通機関の活用・充実

(1) 周辺都市との交流を促進する広域幹線道路の整備

都市間を結び、広域的な道路ネットワークを形成する有明海沿岸道路や国道208号、南関大牟田北線等の広域幹線道路の整備を促進します。

◆ 取り組み（方策）

- ・ 有明海沿岸道路、国道208号、南関大牟田北線等の広域幹線道路の整備促進

(2) 市内の円滑な移動を確保する幹線道路の整備

広域幹線道路と市内各地区、市内の主要な拠点間を結ぶ道路網を形成する都市計画道路等の整備を推進し、安全で円滑な移動を確保し、業務活動や日常生活における市民生活の利便性の向上を図ります。

◆ 取り組み（方策）

- ・ 幹線道路網を形成する都市計画道路の整備推進
- ・ 大牟田高田線バイパスの整備促進

(3) 住宅地内の安全で円滑な移動を確保する区画道路の整備

住宅地と幹線道路を結ぶ区画道路は、狭隘箇所の解消等の道路改良を進め、移動の円滑化を図るとともに、安全に歩ける道路整備の検討を行います。

◆ 取り組み（方策）

- ・ 狭隘箇所の解消
- ・ 適正な幅員確保のための沿道建物のセットバック[※]等の検討

(4) 人にやさしい安全な歩行空間ネットワークの形成

多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近なまちなかで送ることができるような、歩いて暮らせるまちづくりを目指します。

そのため、歩行者や自転車利用者が安全で円滑に移動できる歩行空間のネットワーク化を図ります。

◆取り組み（方策）

- ・安全・安心な歩行空間ネットワークの形成

(5) 交通結節点としての機能向上

交通結節点としての機能を高めるため、大牟田駅、西鉄新栄町駅へのアクセスや乗り換え等の利便性向上、新幹線新駅へのアクセス道路及び駅前広場や公共駐車場・駐輪場等の基盤整備を推進します。

三池港の既存施設を活かした内外貿易ターミナル機能の強化及び旅客ターミナル施設とのアクセスの強化を図り、海の玄関口として広域的な物流・人流機能の拡充を図ります。

◆取り組み（方策）

- ・大牟田駅、西鉄新栄町駅の交通結節機能の向上
- ・新幹線新駅の交通広場等の整備
- ・三池港整備の推進

(6) 公共交通機関の活用・充実

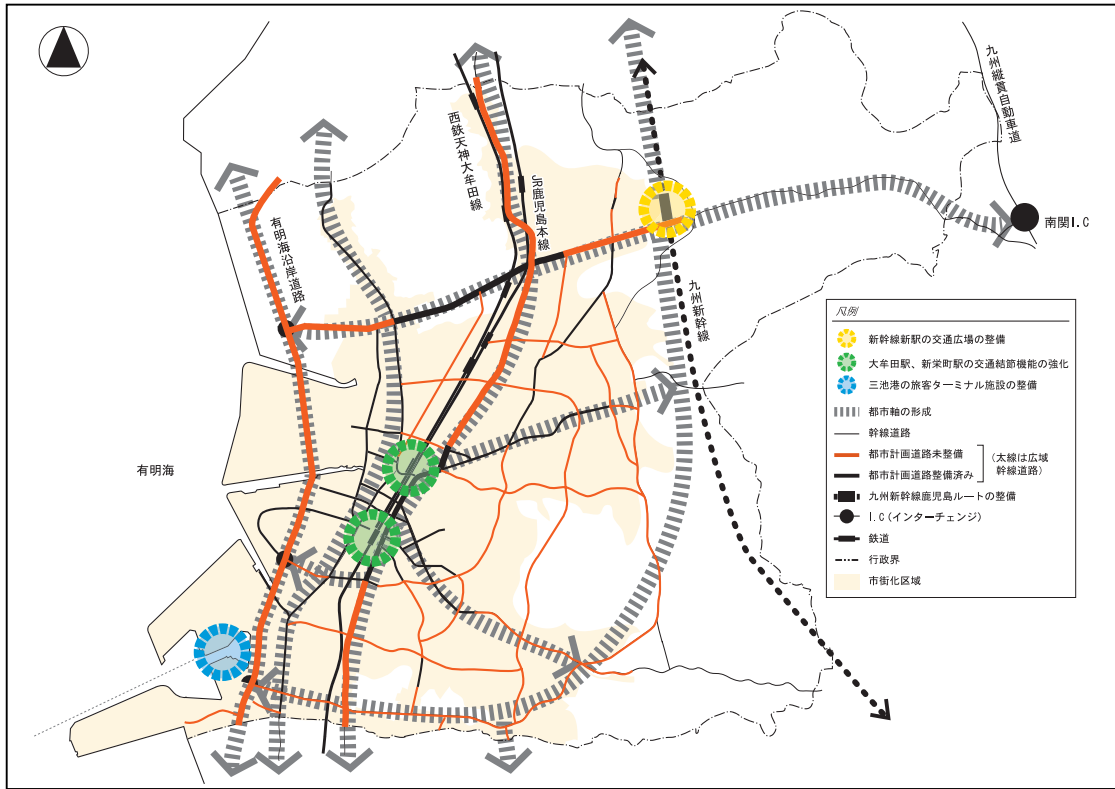
環境負荷の少ない社会への転換や誰もが利用しやすい交通体系の整備のため、市民が利用しやすいバス停の整備や公共交通事業者が運行しやすい道路、交通結節点等の基盤整備を推進し、公共交通機関の利便性の向上と活用を促進します。

また、公共交通事業者に対し、新幹線新駅など市内各拠点を結ぶバス路線の充実を働きかけるとともに、各地区からのニーズにあった交通手段を検討します。

◆取り組み（方策）

- ・公共交通の利便性を向上させる基盤整備の推進
- ・公共交通機関の活用と利便性向上の働きかけ
- ・各地区からのニーズにあった交通手段の検討

● 交流・連携を活発にするまちづくりの方針図：道路・交通体系



4 豊かな自然にふれあうまちづくりの方針：公園・緑地

〈考え方〉

本市の緑の現況は、山林や水田等の自然的土地利用によって市域の約5割が緑でおおわれています。

本市の都市公園は、223箇所（121.74ha：H15.3）が整備され、市民1人あたりの公園面積は、8.8㎡（H15.3）となっていますが、都市公園法施行令に定める1人あたりの公園面積標準の10㎡を下回っています。

都市公園は、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、風致公園、墓園、都市緑地等を都市計画決定しています。

官公庁施設や下水処理場、市営住宅等の公有地の緑化率は、各施設平均で約20.6%となっています。街路樹による幹線道路（都市計画道路）の緑化は、国道、県道及び市道をあわせて24路線、27.5kmの緑化延長（H9.3）となっています。

市街地の大半を占める住宅地、工業地、商業地等の私有地の緑化状況は、比較的新しく開発された新興住宅地は、接道部の生垣化や前庭の緑化が行われているところが多く見られます。

既成市街地については、接道部に十分な緑化スペースがなく、個別に緑化された場所がありますが、連続性に乏しくなっています。

商業地については、沿道に接して商業施設が建ち並んでいるため十分な緑化は行われていませんが、一部では、地元関係者や商店主によって歩道沿いに花等が植えられており、安らぎや憩いのある緑豊かな商店街づくりへの取り組みが始まっています。

大規模な工場地では、緑化が義務付けられているため、敷地内や外周の緑化が行われていますが、小規模な工場では、十分な緑化が行われていません。

公園・緑地の方針は、緑の基本計画の中で示されている、将来像「みんなでつくろう 緑と花のまち おおむた」と基本方針「緑を守る」「緑をつくる」「緑とともに生きる」に沿って市民・企業・行政が協働で推進し、緑を身近に感じ、快適で豊かな都市空間を形成するために、市街地を取り囲む丘陵地等の自然環境の保全・活用を図ります。

また、全ての人々や自然にやさしい空間づくりのため、ユニバーサルデザインの視点による誰もが利用しやすい公園の整備と適正な公園配置、私有地の緑化や公園、田園及び道路や河川等の市街地内にある既存の緑のストックを活用したネットワークづくりを推進します。

●基本方針

- (1) 市街地を取り囲む緑の保全・活用
- (2) 海と市街地と丘陵地をつなぐ水と緑のネットワークの形成
- (3) 緑豊かな市街地の形成
- (4) 憩いの空間としての公園の整備

身近な公園の適正配置
市民のニーズに対応した公園の再整備
大規模な公園の整備・充実

(1) 市街地を取り囲む緑の保全・活用

甘木山周辺や高取山周辺の良好な緑地等は、市街地を取り囲む良好な自然環境を残している緑として良好な自然的環境を保全・維持するための制度を活用します。

甘木山や三池山からは、市街地が眺望できる環境を活かし、自然を身近に親しめるレクリエーションの場として活用を図ります。

◆取り組み（方策）

- ・ 緑地保全地区^{*}の指定による樹林地の保全・確保
- ・ 甘木山周辺、高取山周辺の風致地区の指定
- ・ 甘木山、三池山の既存の自然環境を保全・活用したレクリエーション緑地の活用

(2) 海と市街地と丘陵地をつなぐ水と緑のネットワークの形成

有明海と市街地と東部の丘陵地をつなぐ水と緑のネットワークの形成を図るため、有明海や隈川、堂面川、白銀川、大牟田川、諏訪川等の水辺を保全するとともに、街路樹のある道路や公園、神社、農地、近代化遺産や地域の歴史資源等をつなぎ、水と緑を身近に感じられる空間としての活用を図ります。

◆取り組み（方策）

- ・ 海や河川等、水辺の保全・活用

(3) 緑豊かな市街地の形成

緑豊かな市街地の形成を図るため、道路、河川、臨海地区、公共公益施設等の公有地の緑化を推進します。

大牟田駅・中心市街地周辺及び新幹線新駅周辺地区は、都市の玄関口として緑化重点地区^{*}を設定し、公園の整備や道路の緑化、面的整備事業にあわせて緑化を重点的に推進します。

あわせて市街地の大半を占める民有地の緑化を推進します。

◆取り組み（方策）

- ・ 幹線道路、河川及び河川沿い、官公庁施設等の公有地の緑化の推進
- ・ 住宅地、工業地、商業地等の民有地の緑化推進
- ・ 大牟田駅・中心市街地周辺及び新幹線新駅周辺地区を緑化重点地区として重点的な緑化の推進

(4) 憩いの空間としての公園の整備

①身近な公園の適正配置

街区公園及び近隣公園は、市民にとって最も身近な公園となるため、市民が憩える空間としてバランスよく配置します。

徒歩距離圏における運動、休養等のレクリエーションのための地区公園を南部地区に整備し、公園不足地の解消を図ります。

◆取り組み（方策）

- ・ バランスの良い街区公園、近隣公園、地区公園の整備推進

②市民のニーズに対応した公園の再整備

既存の街区公園、近隣公園については、身近なレクリエーション空間、地域の運動・休息を目的としたコミュニティ空間として、地域住民のニーズに対応した再整備を推進します。

◆取り組み（方策）

- ・市民参加による公園の整備及び再整備の推進

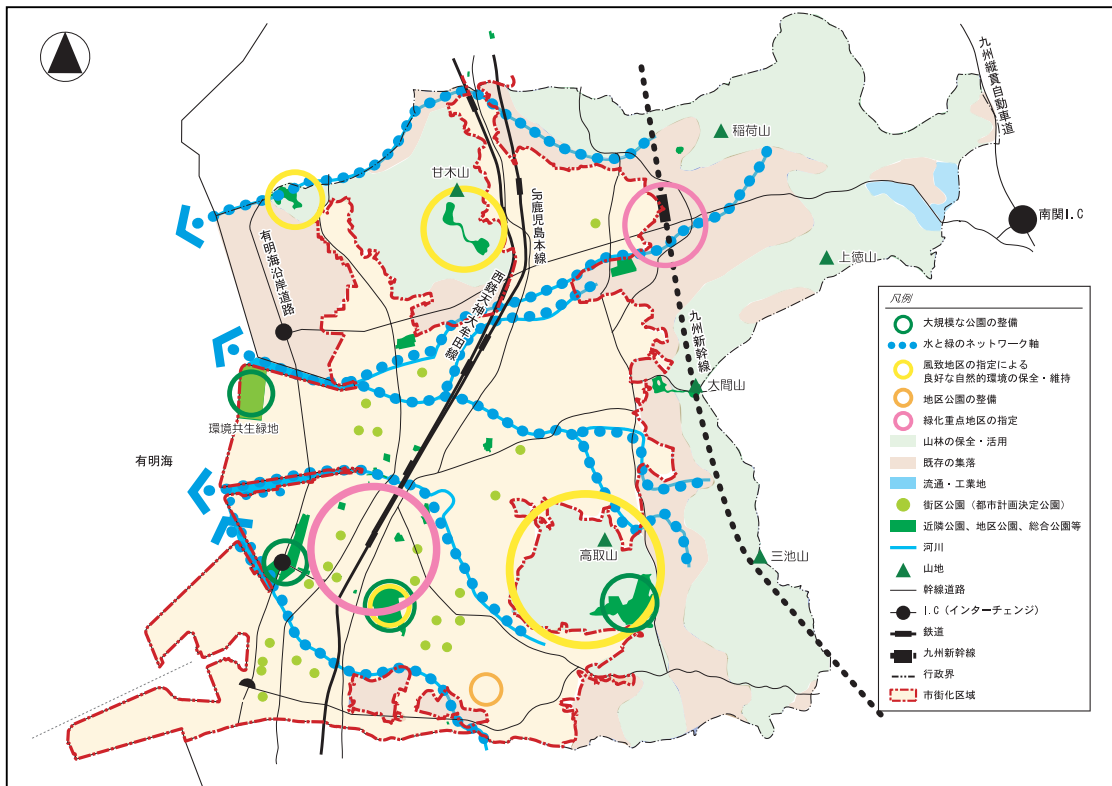
③大規模な公園の整備・充実

環境保全、レクリエーション、防災、景観の観点での緑地配置上の要所においては、緑の拠点としての機能向上を図る大規模な公園を配置します。また、都市の拠点となっている延命公園、諏訪公園については、再整備による交流機能の充実や未供用部分の整備を推進します。

◆取り組み（方策）

- ・大規模な公園等の整備推進

●豊かな自然にふれあうまちづくりの方針図：公園・緑地



5 健康で快適に暮らすまちづくりの方針：その他都市施設

〈考え方〉

健康で快適に暮らすためには、環境の向上と高齢化社会に対応した、誰もが暮らしやすい良好な居住環境の創出が必要です。そのために、下水道の整備、上水道の整備、公的住宅の整備、最終処分場の確保を進めていく必要があります。

本市の下水道は、昭和32年に事業認可を受けて、平成5年に全体計画決定区域を2,853ha、都市計画決定区域を1,848ha、事業認可区域を1,060haに変更しています。下水道普及率は、27.0%（H15.3）となっていますが、県平均の66.5%を大きく下回っていることに加え、近年人口が増加している北部の住宅では都市計画決定区域に含まれていません。さらに本市には、地形的に海拔3m以下の感潮地帯があり、浸水・雨水排水への対応が必要です。また、生活排水の河川への流入により、市内の河川では、人の生活に密接な関係を持つ生活環境項目（BOD）の環境基準適合率がこの10年間、11～14%という低いレベルにあり、特に大牟田川の汚濁が著しく、環境改善や防災に関する対策が求められています。

本市の上水道は、明治42年に始まった三池炭鉱専用水道（社水）と大正8年に創設された市上水道（市水）があります。このうち市水道は、118,011人（86.5%、H14.3）に供給されており、創設80余年を経過した取送配水施設の老朽化への対応と災害に強い施設の整備が必要です。また、市水道は、浄水場を有しておらず浄水業務を民間に業務委託していますが、将来にわたり安全な飲用水を市民に等しく安定して供給するためには、新たな水源確保や浄水場の建設が必要です。

本市の公的住宅は、市営住宅34団地、3,125戸、県営住宅14団地、2,025戸、公社住宅3団地、144戸、雇用促進住宅3団地、280戸あり、これらをあわせると5,554戸あり、全世帯数の約1割を占めています。また、その分布は北東部に多く、南部には少ないなど地域の偏りがあります。

本市の最終処分場である第三大浦谷埋立地は、平成7年に稼働し、288,277m³の容量があります。リサイクルプラザ等処理施設の稼働による資源化などが進められ、埋め立て量が減少し、延命化が図られつつあります。

下水道の方針は、都市生活の基礎的要件として、河川や有明海の水質の向上と雨水排水対策に対応して、下水道普及率の向上を図ります。

上水道の方針は、安全な飲用水を市民に等しく安定して供給するため、水道施設の更新と整備を推進します。また、都市用水が二元化された状態は、公平な市民サービスの提供が行えないため、社水地域への配水管の布設を行い、市水道への一元化を推進します。簡易水道については、新たな原水が確保できた段階で上水道に統合します。

公的住宅の方針は、市内の実情や将来の需要動向を踏まえて、市内に点在する老朽化の著しい公営住宅を総合的に再生するとともに、周辺地域の整備と一体となり、安全・安心で快適な高齢社会に対応した誰もが暮らしやすい良好な居住環境の創出を図ります。

最終処分場の方針は、資源化施設との連携による最終処分施設の延命化及び新処分場の確保の検討を行います。

● 基本方針

- (1) 下水道の整備推進
- (2) 上水道の安定供給
- (3) 公的住宅の居住環境の向上
- (4) 最終処分場の確保

(1) 下水道の整備推進

河川や海域などの公共水域の汚濁防止による水質の保全や市街地の雨水を排除による浸水等の対策を図り、清潔で衛生的な生活環境の確保と浸水に強い市街地形成を図るために、公共下水道の整備を推進します。

◆取り組み（方策）

- ・水質の向上と浸水対策等に対応した公共下水道の整備推進

(2) 上水道の安定供給

将来にわたり安全な飲用水を市民に等しく安定して供給するために、新たな水源の確保に努め、老朽化した配水施設の計画的な更新や浄水場などの水道施設の整備を進めます。

また、市水と社水の一元化を推進し、上水の安定供給を行うことのできる安全性の高い上水道施設の整備を推進します。

◆取り組み（方策）

- ・安定供給のため水源確保と施設整備
- ・上水道の安定供給のための一元化の推進

(3) 公的住宅の居住環境の向上

誰もが健康で文化的な生活を営むことができる良好な居住環境の創出のため、本市の実情と将来の需要動向を踏まえて、各団地について建替え事業、改善事業、維持保全及び用途廃止等の適切な手法を選択することによって、既存ストックの活用を推進し、安全・安心で快適な高齢社会に対応した、誰もが暮らしやすい良好な居住環境の創出を図ります。

◆取り組み（方策）

- ・公営住宅ストック総合活用計画による事業推進

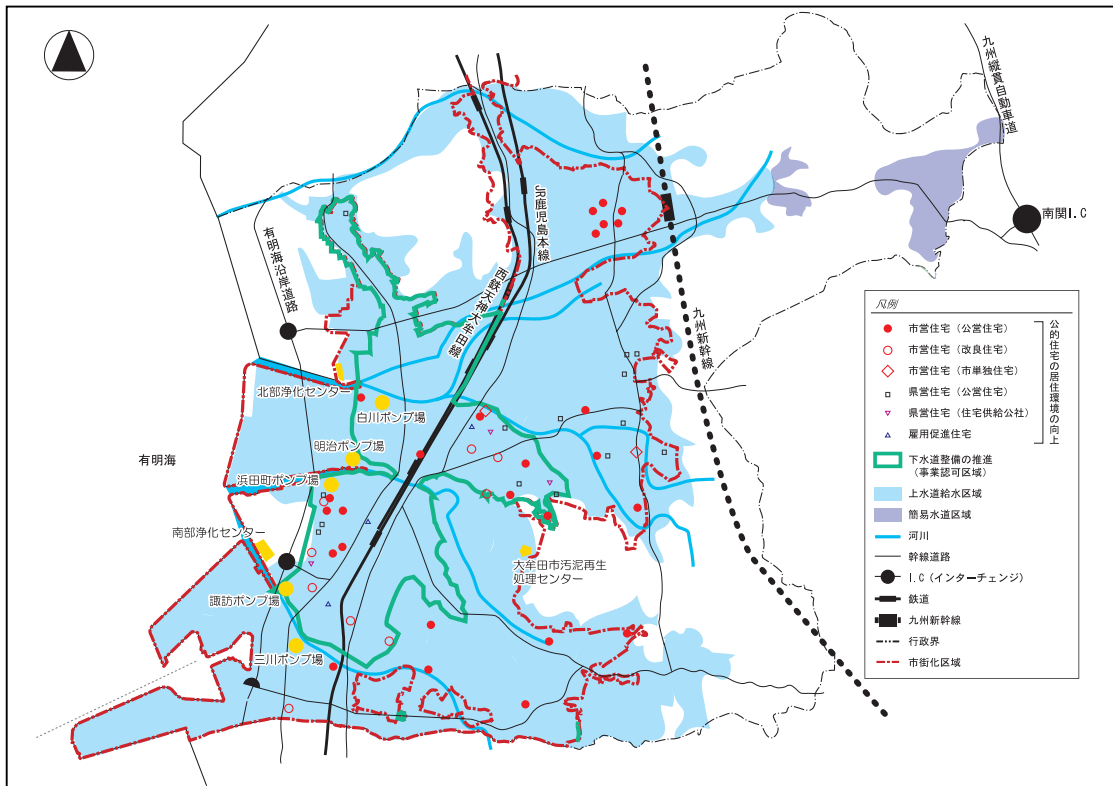
(4) 最終処分場の確保

循環型社会の形成とエコタウンを中心とする資源化施設との連携を図り、最終処分場である第三大浦谷埋立地の延命化を図るとともに、新処分施設の検討を行います。

◆取り組み（方策）

- ・ 最終処分場の確保（最終処分施設の延命化及び新処分施設の検討）

●健康で快適に暮らすまちづくりの方針図：その他都市施設



6 安全・安心して暮らすまちづくりの方針：都市防災**<考え方>**

本市は、地形的に海拔3m以下の感潮地帯や地すべり危険箇所、土石流危険区域、急傾斜地崩壊危険区域等があり、台風や集中豪雨による風水害対策が大きな課題となっています。

また、近年の都市化の進展に伴う土地利用の変化によって山林や水田の保水・遊水機能が失われ、雨水の河川・水路への到達時間が早くなり、手鎌・草木地区をはじめとして、市内においては浸水被害が見られる地域があり、この被害解消が急務となっています。

さらに、建築物の高層化・大規模化、石油製品等の危険物の増加などが進み、火災をはじめ各種災害も複雑・多様化する傾向にあります。本市においても、市の中心部に大型化学工場等が、臨海部には石油タンク群があるため、幹線道路は各種危険物等の搬送車両が頻繁に運行されており、大規模災害の発生要因をはらんでいます。

また、消防車等の緊急車両の進入が困難な密集市街地も多くあります。

このため、建物の不燃化や緩衝帯となる公共空地の確保により、災害の発生、拡大の防止を推進する必要があります。

災害発生時の避難地等については、地区公民館、公立小・中学校等の公的施設及び公立小・中学校のグラウンド、公園等が選定されており、その機能向上とあわせて避難経路の維持、確保、防災空間の確保が求められています。

都市防災の方針は、災害が発生しにくい都市空間の確保、火災や地震等の災害時において、災害を拡大させない都市空間の確保、避難地・避難路の維持・確保により安全・安心で快適な都市生活が送れるよう、都市基盤の整備や避難地の確保、自然災害等の発生が懸念される危険箇所の解消といったハード面の整備にあわせ、毎年実施している防災訓練を継続し、市民の防災意識の向上を図っていくなどソフト面の取り組みも実施することで、災害に対応できるまちづくりを目指します。

●基本方針

- (1) 災害が発生しにくい都市空間の確保
- (2) 災害を拡大させない都市空間の確保
- (3) 避難地・避難路の維持、確保

(1) 災害が発生しにくい都市空間の確保

災害が発生しにくい都市空間の確保のために、特に密集市街地では、建物の防火性能の向上や不燃化の促進、区画道路や公園等の公共空地の確保を推進します。

浸水被害の解消や都市化の進展に伴う雨水排水の増大に対応するため、計画的な河川改修や下水道事業による水害に強い市街地整備を推進します。河川改修にあたっては、防災機能を確保するとともに、多自然型工法*による環境への配慮を検討します。

また、地すべり危険箇所、土石流危険区域、急傾斜地崩壊危険区域等の土砂災害関連危険箇所として把握されている場所や隣接する緑地については、自然災害の防止・緩和を図るための防災施設の整備や緑地の保全を推進します。

◆取り組み（方策）

- ・密集市街地における建物の防火性能の向上、不燃化の促進、公共空間の確保
- ・河川改修や排水路の整備、下水道事業の推進
- ・自然災害の防止・緩和に資する緑地の保全

(2) 災害を拡大させない都市空間の確保

火災時における延焼遮断空間、緊急輸送路及び避難路を確保するため、道路や公園等の整備を推進するとともに、それらを延焼緩和作用を有する街路樹等の緑によるネットワーク化を図り、災害を拡大させない都市空間の確保を図ります。

◆取り組み（方策）

- ・延焼遮断機能を有する道路、公園等の整備
- ・延焼緩和作用を有する街路樹等による緑のネットワークの形成

(3) 避難地・避難路の維持、確保

避難地等の維持、確保のために、公立小・中学校等や公園等の指定避難地を、身近な防災機能を持つ空間として配置します。

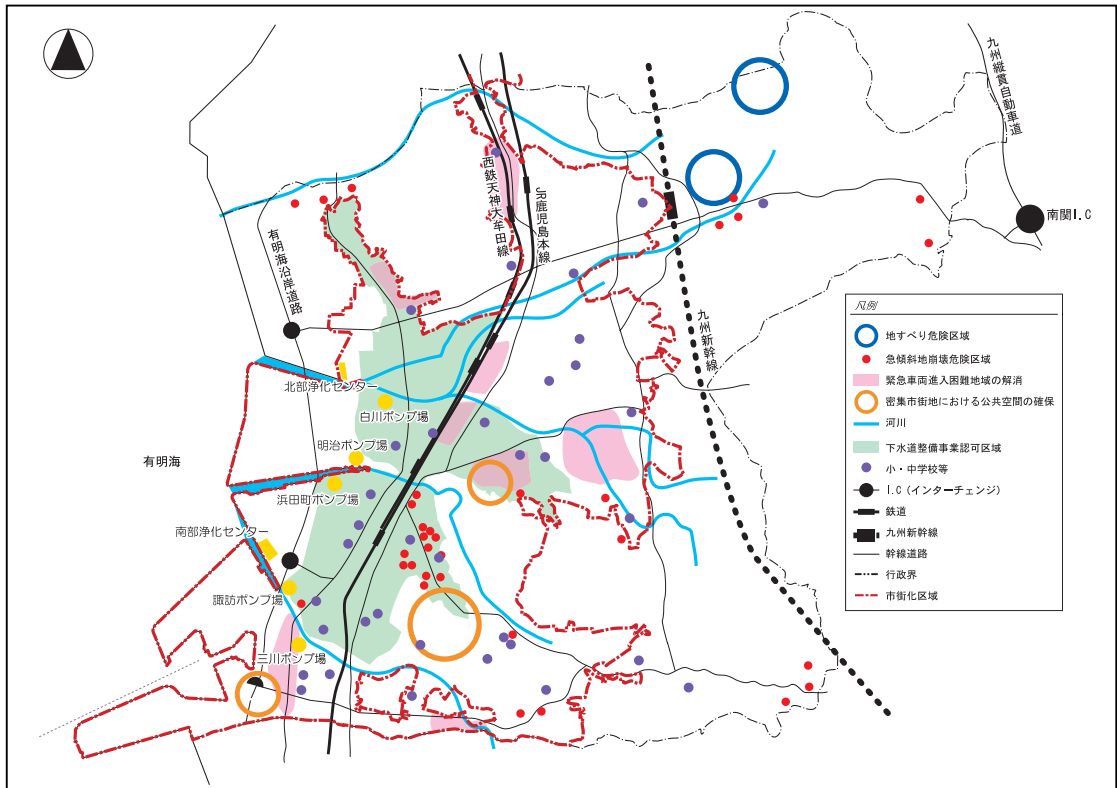
また避難路は、避難地等へアクセスする主要な道路を避難経路として、街路樹植栽や沿道施設の防火性能の向上、高齢者や障害者等が安全で円滑に避難できる経路の維持、確保や誘導等を図りながら安全性を確保します。

地区公園等の拠点的な役割を持つ公園等は防災機能を備えた公園として整備を推進します。

◆取り組み（方策）

- ・公立小・中学校等や公園等の指定避難地等の配置
- ・避難経路の維持、確保のため、道路の防災性能の向上
- ・防災機能を備えた地区公園等の整備

●安全・安心して暮らすまちづくりの方針図：都市防災



7 大牟田らしさを誇れるまちづくりの方針：都市環境

〈考え方〉

本市は、鉱工業を中心として発展してきたことから、高度経済成長期の負の側面であった公害の発生により、昭和48年度に公害防止地域に指定され、以降、公害防止計画諸施策が進められ、環境の状況は徐々に改善されてきました。

しかしながら、未だ有害化学物質による汚染や生活排水等による河川の汚濁など都市生活に起因する課題が残されています。

このような課題を早期に解決し、環境の保全を図るため、公害の未然防止に努めるとともに、市民・企業・行政が協働し、大牟田市環境基本計画に基づいた「エコ行動」や自然との共生、環境に配慮した土地利用等を総合的、継続的に取り組みます。

また、ごみの排出抑制やリサイクルを推進するなどライフスタイルの改善を図るとともに、広域的なダイオキシン対策を含めたRDF発電事業や環境・リサイクル産業の誘致、育成等のエコタウン事業の推進により、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を図り「快適環境都市」の実現を目指します。

本市には、臨海部と市中心部の大規模な工場群や市役所等の公共施設と商業・業務施設が集積する市街地の「都市的な景観」や大牟田川沿いの緑地や国道208号のケヤキ並木など市街地の中で緑の豊かさを感じられる「まち並みの景観」、その市街地を取り囲む丘陵地の緑、三池山や甘木山からの眺望、北部の自然豊かな田園、諏訪川や堂面川の中流域、有明海等の「自然的な景観」など良好な都市景観があります。しかし、大型の屋外広告物など、一部の商業地や幹線道路沿いに景観の阻害要因が見られます。

また、大牟田らしい都市景観の形成を推進して行くための資源として、神社、仏閣、祭り、近代化遺産等の文化財があります。

特に、近代化遺産は、本市が産業都市として発展してきた証で、炭鉱関連の建築物や施設等が歴史的雰囲気や郷土への愛着を感じさせます。

こうした、本市の顔となるような市街地や自然、歴史・伝統、近代化遺産等の景観資源を保全・活用し、誇りと愛着が感じられる美しい都市景観の形成を図ります。

●基本方針

- (1) 公害の解消及び環境の改善
- (2) 循環型社会の形成による「快適環境都市」の実現
- (3) 美しい都市景観の形成
- (4) 近代化遺産など地域の歴史的文化的文化資源の保存と活用

(1) 公害の解消及び環境の改善

公害や新たな環境問題に対応し、環境汚染をなくすため、公害防止計画を推進し、水質や大気汚染の監視・測定を充実させるとともに、市民・企業への啓発を行います。

また、公共下水道の整備、合併処理浄化槽の普及等の生活排水対策を推進します。

◆取り組み（方策）

- ・公害や大気汚染の監視・測定の実施及び市民・企業等への啓発
- ・生活排水対策の推進

(2) 循環型社会の形成による「快適環境都市」の実現

良好な生活環境を保全するために、市民・企業・行政が環境への負荷を低減するため、節電や節水をはじめ、廃棄物の排出抑制及び廃棄物の適正な処理など「エコ行動」を推進します。

また、行政は、3R^{*}（リデュース・リユース・リサイクル）を行う機会と手段の情報提供に努めるとともに、RDF発電所、RDF化施設、リサイクルプラザ等、広域的な廃棄物資源化体系の拠点形成を図るとともに、環境・リサイクル産業の育成を進め、環境への負荷の少ない循環型社会の形成による「快適環境都市」の実現を図ります。

◆取り組み（方策）

- ・大牟田市環境基本計画に基づく「エコ行動」の推進
- ・広域的な廃棄物資源化体系を確立する環境・リサイクル関連施設の誘致推進

(3) 美しい都市景観の形成

市民、企業の自主的な景観づくりの推進、都市景観を形成する上で、周辺に影響の大きい大規模な建築物の景観誘導、屋外広告物の規制・誘導や空地・遊休地等の適正管理などにより美しい都市景観の形成を図ります。

駅周辺等の都市の玄関となる場所では、緑化や屋外広告物の規制・誘導、電線類の地中化による顔づくりを推進します。

幹線道路沿いの緑化や屋外広告物の規制・誘導、沿道建築物の景観誘導等により連続性とまとまりが感じられる沿道景観の形成を図ります。

◆取り組み（方策）

- ・都市の顔となる場所の都市景観形成の推進（建築物等の景観誘導、屋外広告物の規制・誘導、緑化推進）

(4) 近代化遺産など地域の歴史的文化資源の保存と活用

本市の地域資源を活かした個性あるまちづくりを進めるために、市内に点在する近代化遺産の保存・活用を図り、歴史・文化資源の周辺整備を推進します。

◆取り組み（方策）

- ・歴史的文化資源の周辺整備による地域資源の保存・活用

8 誰もが安心して暮らすまちづくりの方針：人にやさしいまちづくり

<考え方>

本市は、高齢化率が25%を越え、県平均と比べて非常に高い数値を示しており、本格的な高齢社会となっています。

また、障害をもつ人が地域社会の中で、自立した生活が送れる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の浸透が進み、社会参加の機会が増加しています。

こうした情勢を踏まえこれからは、高齢者や障害者はもちろん、全ての人が安全・安心に暮らせるまちづくりが求められています。

本市では、老人保健福祉計画や障害者長期行動計画、交通バリアフリー基本構想の策定により、高齢者や障害者が自立した日常生活や社会生活を営む環境の整備や社会参加促進事業として、ボランティアの養成、手話通訳の派遣、ピアカウンセリング*による障害者生活支援事業に取り組んでいます。

人にやさしいまちづくりの方針は、「ユニバーサルデザインのまちづくり」を重要な視点の一つとして捉え、「都市施設等について誰に対してもやさしい施設づくり」を積極的に進めるとともに、他者を思いやる心を持つなど市民意識の向上に努め、市民・企業・行政が協働で人にやさしいまちづくりの実現を目指します。

●基本方針

- (1) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- (2) 都市施設等のバリアフリー化の推進

(1) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

人にやさしいまちづくりは、全ての人のためのまちづくりです。

高齢者や障害者をはじめ、妊婦や小さな子どもを連れた人など、全ての人にやさしく住み良いまちとするために、障害の有無や年齢、性別、国籍等にかかわらず一人でも多くの人が、利用・使用できるよう、全ての人が安全・安心で快適に生活できるまちづくりを推進します。

◆取り組み（方策）

- ・誰もが利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりの普及・啓発

(2) 都市施設等のバリアフリー化の推進

道路や公園、公共性の高い建築物等の都市施設や多くの人が訪れる拠点となる場所では、全ての人が利用しやすいよう、利用者の視点に立って、安全・安心で快適に利用できるよう整備・改善を進めます。

特に、中心市街地は、多くの人が訪れる場所であることから、大牟田駅や西鉄新栄町駅周辺、商店街の歩行空間のバリアフリー化やタウンモビリティ*の向上によって誰もが訪れやすいまちづくりを目指します。

また、公共交通機関を活用して広域的な移動が可能となるように、公共交通事業者と連携して大牟田駅、西鉄新栄町駅のバリアフリー化を推進します。

さらに、民間の住宅についてもバリアフリー化を促進します。

◆取り組み（方策）

- ・多くの人が訪れる拠点となる場所でのバリアフリー化の推進
- ・既存の道路、公共施設等のバリアフリー化の推進
- ・交通バリアフリー基本構想の推進